

楓葉町帰町計画

平成26年3月

楓葉町

1. はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、我が国日本にかつてない深刻な原子力発電所事故を引き起こし、町のあらゆる機能や生活環境、さらには人々の人生設計にも多大な影響を与える未曾有の災害となった。そして、楓葉町は、震災後、丸3年が経過する今日もなお、全ての町民が避難指示のために町外での避難生活を余儀なくされる状況が続いている。避難生活の長期化は、町民に更なる精神的な負担や将来への不安をもたらすのみならず、町民のふるさと楓葉への想いや希望が薄らぎ、帰町の意欲がそがれ、その結果、失われた町のにぎわいが回復し難い状況に陥ることが懸念されている。

楓葉町は、近い将来の帰還を目指す「避難指示解除準備区域」に設定されていることから、一刻も早く、町で安心して生活が営める環境を取り戻し、本来あるべき町の状態に向かっていかなければならない。こうした考えのもと、平成24年8月の警戒区域の見直し以降、インフラ復旧、除染、町民の生活に不可欠な生活関連サービスの回復等に全力で取り組んできた。

町としては、これまで行ってきた取組による復旧状況の様々な見通しを踏まえ、平成25年5月に策定した楓葉町復興計画〈第二次〉において、平成26年春に「帰町の判断」を行うこととした。その際、町で生活を営む上で支障が無いか、しっかりと確認し見極めていくとともに、町民や議会等の理解を得ながら帰町に向けた準備を進めていくことが必要である。

以上を踏まえ、必要な準備を計画的に推進することを目的として、帰町に向けた考え方・進め方を明確に示した「帰町計画」を策定する。

2. 帰町に関する基本的考え方（帰町方針）

2. 1 帰町に向けた流れ

町は、この帰町計画に基づき、これまで町の復旧・復興のために実施してきた様々な施策・取組の結果を踏まえ、帰町に向けて求められる各要件が充足されているかを確認していく。特に、除染や原子力発電所における廃炉・安定化に向けた取組は、国等が責任を持って実施しているものであるが、これらの帰町判断においては、町としても、当事者（国、事業者等）に状況の説明を求め、有識者等からも意見を聴きつつ確認・検証を行うこととする。

そして、その結果について町民や議会に説明し、聴取した意見も参考に総合的に勘案した上で、平成26年春に、帰町に関する町としての判断（帰町の判断）を行う。

○帰町可能と判断された場合

- 帰町開始を目指す時期の目途を示すとともに、避難指示の見直しに向けて国との協議を進める。
- この帰町計画の「3. 帰町判断に伴う町の対応」に基づき、今後取り組むべき具体的な施策を示した「実施計画」を策定し実行する。また、町民における帰還の準備や生活再建を支援するため、町民各世帯に「帰町・生活再建マニュアル」（仮称）の配布を行う。

○この時点で帰町可能との判断がなされなかった場合

- 状況をみて、改めて帰町の判断を行う。

図 帰町判断の進め方

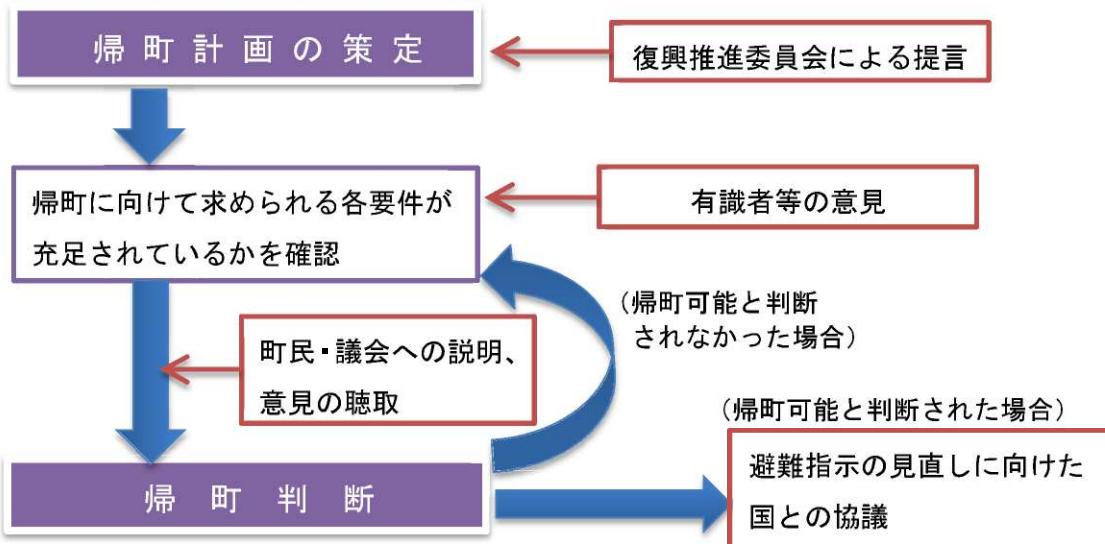
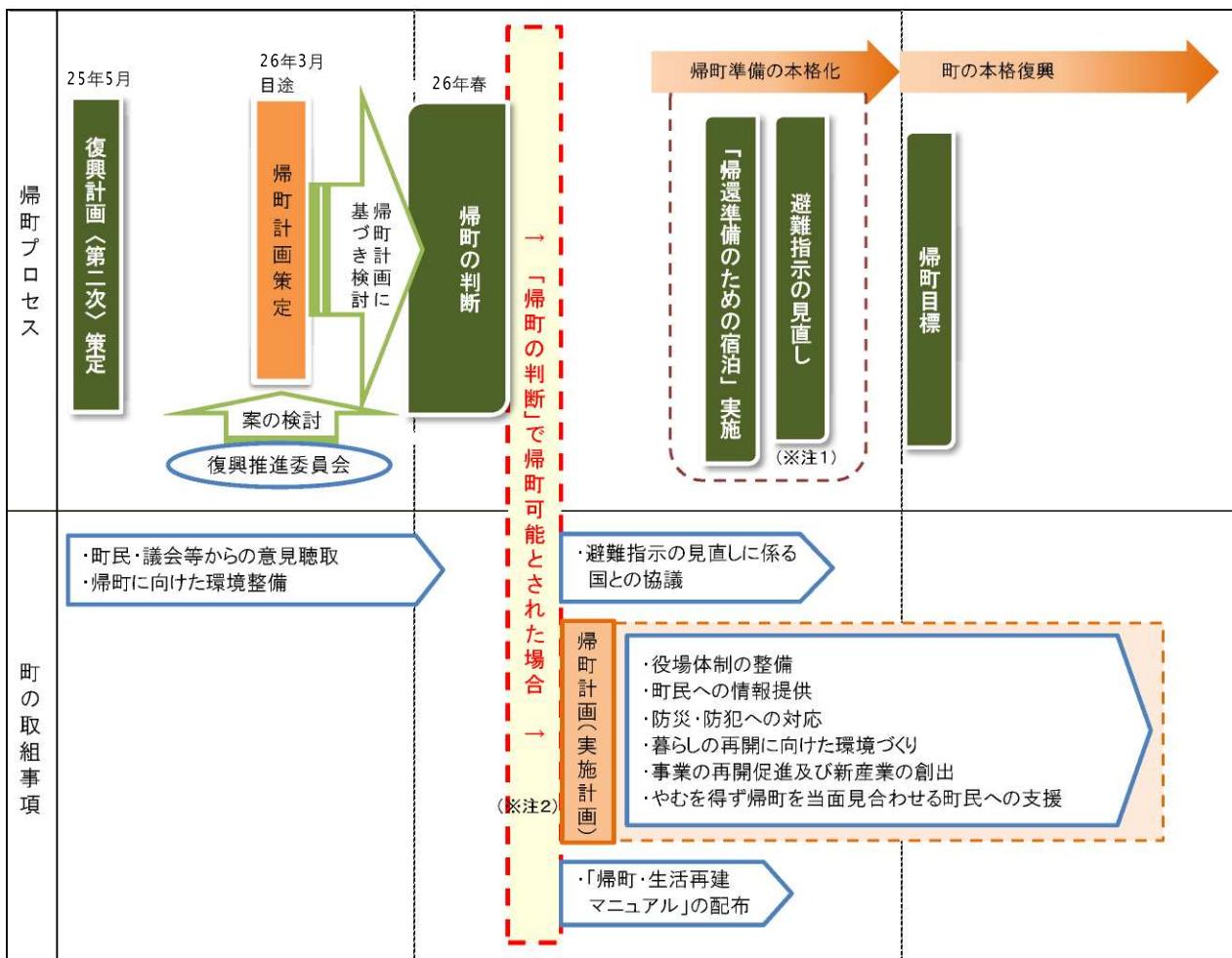


図 帰町に向けた流れ



(※注1)実施時期等の詳細は、国との協議により決定する。

(※注2)平成26年春の「帰町の判断」で、帰町可能との判断がされなかった場合には、改めて帰町の判断を行う。

2. 2 帰町判断の方法

「安全の確保」と「生活に必要な機能の回復」は帰町の大前提となるものであり、帰町の判断は、これら2つの条件が充足されているかについて、次表に示す「帰町判断の考慮要件」の一つ一つを確認し、総合的に勘案して行う。

(1) 安全の確保

帰町判断時において、町民が町で生活する上での安全が確保されていることが求められる。

【考慮すべき要件の項目】

- ・除染の効果
- ・除染廃棄物等の管理体制
- ・放射線モニタリングの実施体制
- ・放射線影響への対応体制
- ・原子力発電所の安全対策
- ・防災・防犯対策

(2) 生活に必要な機能の回復

原則として帰町開始時までに、町民の生活に必要な公共インフラや生活関連サービスの機能が回復する(帰町判断時においてその見通しが立っている)ことが求められる。

【考慮すべき要件の項目】

- ・電気・ガス・通信・上下水道 (※)
- ・交通インフラ(道路、バス、鉄道) (※)
- ・日常的な買い物環境
- ・医療、介護・福祉
- ・学校・保育
- ・役場機能、その他公共サービス

(※) これらの要件は、町民の帰町準備に必要となるため、基本的には帰町判断時ににおいて一定程度充足されている必要がある。

表 帰町判断の考慮要件

考慮すべき要件		要件の具体的な内容の説明	
安全の確保	除染の効果	住宅除染が終了し、その結果、居住環境において、十分線量が低下しており、今後、現在の水準を超える可能性が極めて低いと見込まれること（今後、さらなる除染が必要な箇所が生じた場合、その必要な体制整備の目途が立っていること）	帰町判断時において充足されているべき要件
	除染廃棄物等の管理体制	仮置場の安全性が確保されるとともに、移送の目途が立っていること	
	放射線モニタリングの実施体制	継続的モニタリングの実施及び公表の体制が整備されていること 食品等の放射線測定の体制が整備されていること	
	放射線影響への対応体制	ホールボディカウンターによる内部被ばく検査など、町民の健康管理体制が整備されていること 町民が放射線に対する知識を持ち、低線量下での生活における対処方法を理解するための取組を実施していること	
	原子力発電所の安全対策	福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所の安全対策が施されていること 原子力発電所事故の収束に向けて、福島第一原子力発電所の廃炉に係る作業が着実かつ計画的に実施されていること	
	防災・防犯対策	災害発生時における避難等の対応に係る計画が策定され、必要な防災対策実施の目途が立っていること 不審者等の対策がとられ、町民が安心して町内に居住できること	
	電気・ガス・通信・上下水道	津波被災地区を除き、復旧していること (上水道については、水道水の放射性物質の継続的モニタリングの体制が整備されていること)	
生活に必要な機能の回復	交通インフラ	津波被災地区を除き、生活道路が復旧し、通行に支障がないこと	帰町開始時までに充足されているべき要件
		交通渋滞による町民の日常生活への影響を極力緩和するために必要な対策実施の目途が立っていること	
	バス	町民バスの運行などにより町内交通手段が確保されていること	
	鉄道	JR常磐線「広野駅－竜田駅」区間の運行再開の目途が立っている（又は代替交通手段の確保がなされている）こと	
	医療、介護・福祉	地元商店の再開等により、日常的な買い物環境が復旧していること	
		高齢者・要介護者など要支援者の買い物を支援する体制整備の目途が立っていること	
		町内の一次医療が確保されていること 周辺自治体を含め、救急・二次医療の体制が確保されていること 必要な福祉・介護サービスの確保の目途が立っていること	
	学校・保育	こども園、小・中学校の再開に向けて、必要な準備（通学手段の確保等）が整う目途が立っていること	
	役場機能、その他公共サービス	町役場の再開に向けて、必要な準備が整っていること	
		主な公共・公営施設が利用可能な状況になっていること	
		廃棄物の速やかな収集・運搬が可能となっていること	

3. 帰町判断に伴う町の対応

3. 1 帰町に向けて重点的に取り組む事項

町は、帰町可能と判断された後、町民自らによる生活再建を促し、町民の帰還と町での暮らしの再開に向けた準備を推進するための「実施計画」を策定の上、主に以下の取組を重点的に実施する。

なお、町民の帰還状況を踏まえ、段階的に対応しつつ、（単に震災以前の状況に戻すのではなく）機能の集約化などにより、一層の運営の効率化を図りながら取り組んでいくこととする。

(1) 役場体制の整備

町民の帰還に備えて、役場機能の再開に必要な準備を本格化させる。

取組項目	取組内容
町役場（楢葉）の全面再開に向けた準備	<ul style="list-style-type: none">・楢葉における役場機能の一部再開・職員の配置及び体制の確保（当面は、楢葉、いわき、会津美里の三極体制となることに留意。）

(2) 町民への情報提供

町民による帰町の準備及び生活再建に参考となる情報をしっかりと周知する。

取組項目	取組内容
帰町・生活再建に向けた情報提供	<ul style="list-style-type: none">・町民向け「帰町・生活再建マニュアル(仮称)」の作成・配布・情報提供手段としてのタブレットの積極的活用・相談窓口の設置等、問合せ対応の体制整備

(3) 防災・防犯への対応

町民が安心して帰還し生活できるようにするために、「檜葉町地域防災計画」をはじめとする防災対応に係る計画に基づき、町内の防災体制及び防犯体制を確立する。

取組項目	取組内容
防災対応に係る町民への周知	<ul style="list-style-type: none">・町民向け「防災の手引き」(仮称)の作成・配布
防災・防犯体制対策	<ul style="list-style-type: none">・特別警戒隊や消防団による火災予防、防犯・防災のための町内巡回の継続実施・町民の帰還状況に応じた防災訓練の実施及び情報伝達方法の確立・災害時における要支援者等の対策・津波発生時における海岸地区の避難誘導体制の整備（標識等の設置等）
原子力防災体制の確保	<ul style="list-style-type: none">・特定原子力施設に係る指針が定められるまでの間における、国・県・町・事業者が連携した原子力防災体制の確保
消防団の再構築	<ul style="list-style-type: none">・分団の統合・再編成・団員の確保及び研修・訓練の実施・消防施設・設備の維持及び充実
交通安全対策の実施	<ul style="list-style-type: none">・交通安全設備の維持及び充実・交通量増加等への対応の強化

(4) 暮らしの再開に向けた環境づくり

町での暮らしの再開に備えて、町民による住宅再建を促すとともに、健康で生きがいの持てる生活環境づくりに取り組む。

取組項目	取組内容
準備宿泊（特例宿泊）の実施	<ul style="list-style-type: none">・宿泊世帯へのヒアリング等による課題の把握・個人の被ばく線量の管理徹底及び低減措置の周知
住宅再建の促進	<ul style="list-style-type: none">・家屋におけるねずみ・害虫駆除に対する支援・住宅の修理・再建に伴う家財の一時保管体制の確保・住宅の修理・再建・取得等への支援
町民の健康づくり及び健康管理に向けた体制の整備	<ul style="list-style-type: none">・疾病予防、介護予防のための運動、健康診査、生きがいづくり等の実施体制の確立・心のケアに関する取組の実施体制の確立・個人の放射線被ばくに対する健康管理の体制の充実・放射線に関するリスクコミュニケーションや専門家等による相談体制の確立
住民自治活動の再開等を通じたコミュニティの再構築に向けた取組	<ul style="list-style-type: none">・町民の帰還状況の把握・帰町後の行政区の活動再開への支援・町民が主体となった自発的な復興の取組への支援やその担い手の発掘・育成・コミュニティビジネスの起業支援
住宅の確保及び土地・家屋の有効利用	<ul style="list-style-type: none">・空き家等の活用に関する検討・住宅用地の確保・供給に向けた検討・災害公営住宅の整備及び町営住宅の修繕による公営住宅の確保・仮設事務所・宿舎等の設置の集約化

(5) 事業の再開促進及び新産業の創出

町民の日々の生活に必要不可欠な商店の再開準備及び町の基幹産業であった農林水産業の再興に向けた取組を本格化させる。

また、将来を見据えて、町の人口の回復のために、新たな産業の創出を通じて雇用の確保に取り組む。

取組項目	取組内容
商工事業者、その他生活関連サービス事業者の再開	<ul style="list-style-type: none">・商工会等と連携した生活関連サービス事業者の再開の要請・事業再開に向けた資金及び人材確保に係る支援策の検討
農林水産業の再興	<ul style="list-style-type: none">・農業用地の利活用に向けた営農意向の把握・水稻試験栽培、田畠の維持管理等、営農再開準備・サケ漁の再開準備（稚魚の放流、ふ化・加工施設の復旧等）・風評被害の払拭に向けた取組・林業、畜産業の事業再開に関する意向の把握
新産業の創造・誘致に向けた取組	<ul style="list-style-type: none">・工業用地の新たな確保・モックアップ施設を核としたロボット・廃炉関連の研究機関及び企業の誘致

(6) その他

町民の帰還の気運を高め、町が本格復興に向けて歩み始めることを内外に広く発信するためのイベントやプロジェクトに積極的に取り組む。

取組項目	取組内容
町民が主体となったイベントやプロジェクトの実施	<ul style="list-style-type: none">・「きぼうプロジェクト」等の取組促進・「復興祭」の開催

3. 2 やむを得ず帰町を当面見合わせる町民への支援

避難指示解除後も、やむを得ず帰町を当面見合わせ、自主的な避難を継続する町民に対し、可能な限りこれまでの支援が継続されるよう要望又は町として措置していく。

取組項目	取組内容
避難生活に対する各種支援制度の継続・延長	<ul style="list-style-type: none">原発避難者特例法¹に基づき、避難先の自治体で医療福祉事務及び教育事務に関する行政サービスが受けられる特例措置について、避難指示解除後も一定期間継続されるよう、国に対して要望避難者の継続的支援について、避難先自治体等に対して要請応急仮設住宅や借上げ住宅の支援延長への要望
避難生活における課題解決のサポート	<ul style="list-style-type: none">継続的な情報提供（避難元・避難先の情報提供、説明会の開催等）避難生活における相談への対応避難生活の状況、避難者のニーズ・意向の定期的な把握
将来の帰町への備えに関する取組	<ul style="list-style-type: none">自宅家屋等の維持管理に対する支援檜葉とのきずな・つながりの維持（町民が集まる機会づくり等）
町民の健康づくり及び健康管理に向けた体制の整備	<ul style="list-style-type: none">疾病予防、介護予防のための運動、健康診査、生きがいづくり等の継続実施心のケアに関する取組の継続実施個人の放射線被ばくに対する健康管理の継続実施放射線に関するリスクコミュニケーションや専門家等による相談体制の確立

¹ 原発避難者特例法：東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）

3. 3 帰町判断の延期時の対応

帰町が可能な状況に至ったと判断できず、帰町判断を延期することとなった場合には、その要因となった要件が速やかに満たされるように対応とともに、その見通しが立った段階で、次の判断時期を設定する。

同時に、町の防災・防犯体制、農地等の維持管理、獣害被害防止対策等の生活環境の保全対策、避難生活に対する支援、町民の心身の健康管理等は引き続き実施する。

また、町民の帰町準備の遅れや帰還意欲の低下が生じないよう、町民参加イベント・会合の積極展開、特例宿泊の実施等に取り組む。

4. 「新生ならは」の実現に向けて

檜葉町は、厳しい避難生活を解消し、一日も早い帰町を目指して、これまで、失われた生活環境や町の機能の回復に全力で取り組んできた。

しかしながら、檜葉町から離れた生活が長期化しつつある中にあって、帰町の条件が整うだけでは、町民が帰町後の生活に希望を強く持てるようになるのはなかなか難しいと考えられる。

そこで、檜葉町復興計画〈第二次〉で定めた施策のより一層の進展に努めることはもとより、町民のみならず、より多くの人々が“檜葉に住んで良かった”と思えるような魅力ある町「新生ならは」の実現に向けて、檜葉町復興推進委員会にて審議された提言も踏まえ、今後、町が一丸となって取り組んでいくこととする。